

若者を狙った悪質訪問販売にご用心！

若者を狙った悪質訪問販売には、高額契約(布団 etc.)、うその説明、長時間勧誘などの問題がみられます。

1. トラブル事例

アパートの住人は全員、水道設備メンテナンス契約が必要と言われて契約をした。後で大家に聞いたら不要だと言われた。解約したい。



2. 対処法

- ・ ドアを開ける前に必ず用件を確認しましょう。
- ・ その場で契約をしないようにしましょう。
- ・ 不要な契約には、きっぱり NO！「帰ってください」と言っても、業者が帰らない場合は警察に連絡しましょう。
- ・ 「アパートで義務づけられている」などと言われたら、契約前に不動産業者に確認をしましょう。
- ・ 訪問販売の場合は契約書受領日から8日間はクーリング・オフにより無条件で解約できます。

商品及びサービスに係る契約等のご相談は・・・

福岡市消費生活センター

TEL:092-781-0999 (相談コーナー直通)

※電話番号のかけ間違いにご注意ください

福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ 7階

☆市ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/> から「消費生活・各種相談」をクリック！かわら版のバックナンバーが印刷できます。

コピーして、回覧・配布などにお使いください。